

令和 2 年度都区財政調整区側提案事項について

令和 2 年度都区財政調整に関する区側提案事項が、11月の特別区長会総会で決定されました。この提案事項は、都側から出された提案事項とともに、12月2日に開催された都区財政調整協議会に示され、同協議会幹事会に具体的検討を行うよう下命されました。

1. 検討の経過

特別区長会は、本年6月に来年度の都区財政調整に向けた基本方針を示しました。

内容としては、児童相談所の設置により、都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じることから、特別区に必要な財源が担保されるよう、影響額に応じ配分割合を順次変更していくこと、自主・自律的な区間調整の一環として、現行算定の妥当性を検証し、各区の自主性が担保される算定に改めていくこと、を基本とするものです。

提案は、この基本方針に従い、各区の決算実績と算定額の比較分析を踏まえ、各ブロック及び決算分析ワーキンググループから出された経費算定の充実、算定方法の改善策等の案を基に財政課長会で調整し、企画・財政担当部長会、副区長会を経て、特別区長会で了承されたものです。

今回の取りまとめでは、標準区経費の見直しとして、廃止項目1項目を含め、44項目を提案することとしています。

なお、現在の社会経済状況等を勘案し、今後の状況変化に応じ、提案を行う項目として、投資的経費に係る物騰率算出方法の見直しなど2項目が、継続検討課題として整理されました。

2. 区側提案事項の内容

今回の提案では、①特別区における児童相談所の設置により、都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じることから、特別区に必要な財源が担保されるよう、影響額を確実に配分割合に反映させること、②都区間の財源配分の課題と特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう協議を進めること、③幼児教育・保育の無償化への対応や投資的経費に係る工事単価の見直しなど特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること、④特別交付金、減収補填対策、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること、を求めています。

区側が具体的に算定内容の改善等を求めた主なものは、次のとおりです。

◎特別区の実態を踏まえた、標準区経費の見直し

- ・新規提案20項目（児童相談所関連経費など）
- ・充実提案14項目（橋りょう維持補修費など）
- ・改善提案9項目（幼児教育・保育の無償化への対応など）

- ・ 廃止提案 1 項目（ひとり親家庭休養ホーム事業費）
- ・ 算定の包括化 1 項目（再掲）（観光振興費）

◎個別懸案課題への対応

- ・ 特別交付金
- ・ 減収補填対策
- ・ 都市計画交付金

なお、都側からは、算定内容の廃止・縮減を中心に 7 項目の提案がありました。
現在、都区財政調整協議会への報告に向け、同幹事会での検討が行われています。

3. 都区財政調整区側提案取りまとめ概要（イメージ）

